

## 震災復興橋詰広場計画の経緯と成立

—旧東京市日本橋区および京橋区をケーススタディーとして—

The Circumstances and Conclusion of Bridge-Foot Plaza Planning in Kanto Earthquake Reconstruction Program

伊東孝祐\*\*, 秋山哲男\*\*\*, 伊東 孝\*\*\*\*, 溝口秀勝\*\*\*\*\*

by Kousuke ITOH, Tetsuo AKIYAMA, Takashi ITOH and Hidekatsu Mizoguchi

### Abstract

This paper describes the circumstances and conclusion of Bridge-Foot Plaza in Kanto Earthquake Reconstruction Program in the case of Old Tokyo City area at "Nihonbashi-ku" and "Kyobashi-ku". Especially, we attend the laws for circumstances and conclusion of bridge-foot plaza, facilities in bridge-foot plaza such as Police Box and Public Toilet.

### 1. はじめに

震災復興橋詰広場（以下橋詰広場と称する）は、震災復興計画で明文化<sup>1)</sup>され、震災復興区域内の橋梁に設置されてきた。近年、水と緑の結節点である橋詰広場が、都市にすむ人々を水辺に誘う空間として注目を集めている。東京都では、都市景観整備の一環として都内著名橋（永代橋、日本橋等）を中心に、橋詰広場の再整備が行なわれている。それ以前については、第二次世界大戦後の戦災復興時の瓦礫処理、首都高速道路の建設、沿川住民の苦情等により中央区内の河川は次々と埋め立てられ、それに伴う廃橋により消滅したもののもみられた。都市計画と関連づけて橋詰広場を設置したのは東京が最初であると思われ、その計画背景とその後の状況を把握することは、今後の都市づくりを考えるうえで重要な点である。

東京の橋詰広場に関する研究としては、大島らの橋台広場の空間設計についての研究<sup>2)</sup>や伊東らの震災復興橋梁の橋詰広場に関する研究<sup>3) 4)</sup>等がみられる。しかし、橋詰広場の計画思想や設置計画、設置の実現状況等、震災復興計画時の橋詰広場の実像の言及については十分おこなわれているとは言い難い。

本研究の目的は、旧東京市日本橋区および京橋区をケーススタディーとして震災復興計画時の橋詰広場の計画思想を明らかにし、特に橋詰広場の三大施設といわれている施設のうち、巡查派出所、共同便所（現在の公衆便所）について施設設置の背景を考察する<sup>(1)</sup>。

橋詰がもつ機能は江戸時代から面々と続いていると

考えられが、両区は、江戸時代から町家があり、町の成立時から橋詰には様々な機能を有していた所であるため、ケーススタディーとして選んだ。

なお、震災復興計画以前においても橋詰広場らしきものは存在していたが、明文化されていなかったため、ここではそれ以前は橋台地とし、震災復興計画以後を橋詰広場と称することにした。

### 2. 震災復興計画以前の橋台地の状況

#### (1) 法制度

橋梁幅員が接続道路よりも狭い場合が多く、また橋台が河川にせり出ている箇所もあり、その結果、橋梁の四隅や橋台地にたまりが生じ、橋詰には広場空間が形成されていた。

道路の幾何構造は、1885（明治18）年太政官布告第11号により、国道の幅員は4間以上、並木敷・湿抜敷<sup>(2)</sup>を合わせて3間以上、合計7間より狭小しないように改められた。その後、大正になるまで特に関係法令はつくられなかったが、馬力交通の増大、数は多くないにせよ自動車の性能の向上から、道路構造に關してきちんと規定する必要が生じ、1919（大正8）年12月6日に道路構造令（内務省令第24号）および街路構造令（内務省令第25号）が制定された。東京市内は街路構造令が適用され、その中に橋詰に関する条文<sup>5)</sup>がある。その条文は次のとおりである。

第12条 橋詰ニ於ケル街路ノ幅員ハ必要ニ應ジ相當之ヲ擴大スベシ

このとき、橋詰だけでなく交通広場の設置（第10条）や隅切り、安全地帯の設置（第11条）についても明文化しているため、路面電車、馬車、自動車をはじめとする様々な都市内交通が混在する中、幾何的にスムーズな交通処理の規定が、当時は重要視されていた

\*Keywords : 震災復興橋詰広場, 震災復興計画, 法制度

\*\* 正会員 工修 東京都立大学大学院都市科学研究科  
(〒192-01 東京都八王子市南大沢1-1)

\*\*\* 正会員 工博 東京都立大学大学院工学研究科専任講師

\*\*\*\* 正会員 工博 日本大学理工学部交通土木工学科教授

\*\*\*\*\* 学生員 東京都立大学工学部土木工学科

と考えられる。

また、東京市は都市人口の急激な増加と交通機関の発達が1903（明治36）年に制定された東京市区改正新設計では十分に対処できなくなったことから、1921（大正10）年5月13日内閣公告「東京都市計画事業街路」が制定された。この中で橋詰や交通広場等に関しては第五項目で「前項及特ニ設計ヲ定ムルモノヲ除クノ外街路ノ築造ニ関シテハ大正八年十二月内務省令第二十五號街路構造令ノ定ムル所ニ據ル」と規定された<sup>6)</sup>。

上記法制度等は、新築・改築時に適用されるものであるため、この時期、計画的な橋台地設置にはつながらなかった。

(2) 設置施設

① 巡査派出所

巡査派出所は、1874（明治7）年、警察の組織化と同時に市中の治安維持等を目的に設置された。設置数は当初は、1巡査屯所<sup>(3)</sup>あたり8箇所の巡査交番所と定められた<sup>7)</sup>。巡査派出所がいつ頃から橋台地に設置されたかは不明だが、恐らく警察の組織化当初からあったと考えられる。設置理由は、江戸時代から橋台地が持っていた機能と関わりがあると考えられる。江戸時代、橋台地をふくむ橋詰には、番屋、幕府のお触れを伝える高札場、刑の執行のための晒し場等が設けられていた<sup>4)</sup>。つまり橋詰は、治安維持のための役割も担っていた。

図-1は江戸時代（嘉永～文久頃）の橋詰に設置されていた辻番の分布状況を表したものである。町家内、武家地内にあるものそれぞれが境界部分に設けられているものが多い。このことから、橋詰は流出入者の監視機能を担っていたと考えられる。明治に入れば自身番・辻番などが警察の役目を果たしていた時期もあり、このような背景から橋台地が巡査派出所の設置場所の1つとされたのではないかとと思われる。巡査交番所は、1885（明治18）年に巡査派出所と改められた。

図-2は1907（明治40年）における旧日本橋区および旧京橋区内の巡査派出所の設置状況を示したものである。両区あわせて51箇所あったが、そのうち22箇所<sup>(5)</sup>は橋台地であった<sup>9) 10)</sup>。地域別で見ると旧日本橋区内には9箇所、旧京橋区内に12箇所である。江戸時代から引き続き同じ橋詰を巡査派出所として使用しているのは3箇所しかなかった。場所を継承した個所が少ないのは、明治維新以降、武家地が民地として使用されるようになり、それぞれの場所がもつ位置づけに変化が生じて、より必要な場所に立地が移ったからではないかと考えられる。

次に設置されている道路の格に注目してみる。東京市区改正新設での道路は、第1等から第5等まで

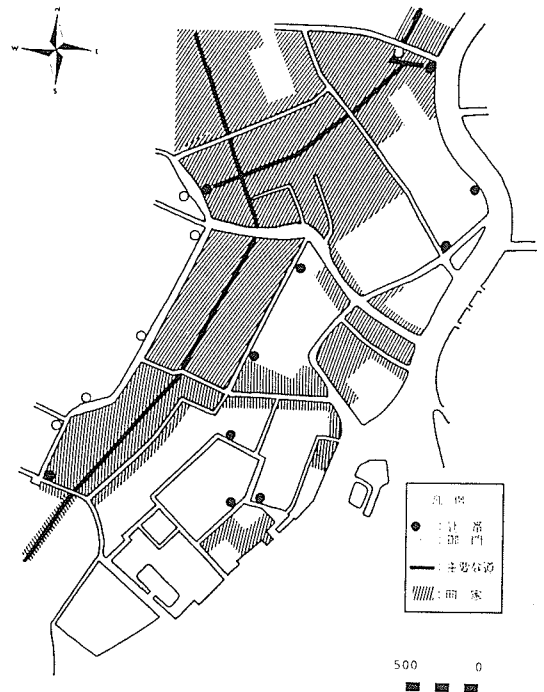


図-1 江戸時代の橋詰における辻番の設置状況  
(作図：伊東孝祐)

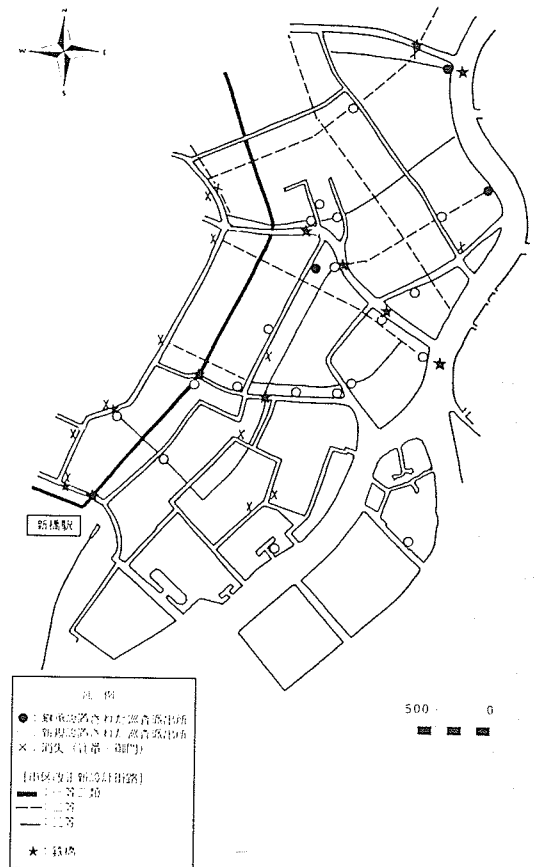


図-2 橋台地における巡査派出所の設置状況（明治40年）  
(作図：伊東孝祐)

の6種類（第1等は1類、2類の2種類に別けられた。また、第4等・5等の道路計画はのちに削除された。）に分けられた。旧設計の道路事業がほとんど進まない状況の中で、路面電車時代を迎え路面電車路線にあたる幹線道路を中心に取り上げた計画が新設計であり1918（大正7）年までにはほぼ完成する。

さて、3等以上の道路に設けられていた巡査派出所は11箇所、それ未満の道路にも10箇所あった。

次に橋梁の格に注目してみよう。当時の橋梁は木橋が中心であるが、重要度の高いところは鉄橋となっているところが多い。そこで、鉄橋が架設されている橋梁をプロットする。しかし、橋台地における巡査派出所設置との関連性はみられなかった。

以上のことから、この時期の巡査派出所は地域的・道路の格からみるとバランスよく配置されていたと思われる。

## ②共同便所

共同便所は当初、街頭便所と呼ばれ、明治政府の方針として明治初期から街頭に設置されはじめた。維持費は当初民費であったが、1879（明治12）年以降は区費をもってこれにあたった。ところが1900（明治33）年の「汚物掃除法」ならびに「同法施行規則」の発布により全部東京市の事業として経営することになり、1903（明治36）年、旧日本橋区、旧京橋区等の9区では一ヶ所当り94円～264円で東京市に買収され、残りの6区についても翌年にすべて買収された。当初建屋は、木造で汲取式であったが、市区改正以後増設・改築が進み、石造り・煉瓦造りに変わっていった。

1912（大正元）年には水道を引き込み、手洗器を備えるようになった<sup>11)</sup>。

橋台地への設置は、1886（明治19）年の「街頭便所構造改良法」および「設置箇所等通達」によって明文化された。橋台地への街頭便所の設置理由は、橋の袂で用をたしてしまうものが多かったこと、当時の尿尿処理方法に起因すると考えられる。1935（昭和10）年頃まで尿尿の運搬は船舶を使用して行なわれていた。当時の便所は汲取式だったので汲取りおよび運搬のしやすさから、橋台地が選ばれたと考えられる。

1905（明治38）年に浅草橋橋台地に建設された街頭便所は、内部を甲乙二種類に区分し、乙は無料開放、甲は装飾を加え手拭などの設備を設け、一銭の使用料を徴収し、屋上には広告板を設けて1906（明治39）年1月から使用を開始した。また、鞍掛橋、海運橋、日本橋の街頭便所は煉瓦造りの地下便所になっていた<sup>12)</sup>。この3箇所の便所は、なぜ地下方式となったかは不明である。

大正のはじめ、旧日本橋区内には30ヶ所の街頭便所があり、そのほとんどは橋台地に設置されていた<sup>13)</sup>。

## ③その他

1871（明治4）年の郵便の開始にともない、東京市内11箇所に「書状集箱」（郵便ポスト）が設置され、そのうち4つは両国橋、京橋、赤羽橋、永代橋の橋台地に設置された。当初は白木の箱で、箱の前には掲示板が掛けられ、目立つように旗が立てられた。1872（明治5）年頃から設置箇所も増え、杉材黒塗り、表に白漆で「郵便箱」と書いた黒い柱形の郵便ポストが登場した。橋台地への郵便ポスト設置は、江戸時代の町飛脚が、橋の袂に吠を下げて書状を収集していたことに起因すると考えられる。

1872（明治5）年には、日本橋、両国橋、浅草橋の橋詰に日本最初の電信局が開設され、その後、江戸橋橋詰には東京郵便局が開設された。

1900（明治33）年、わが国最初のボックス型自動電話が京橋際に設けられた（自動電話としては新橋駅構内、上野駅構内に次いで3番目）。このときのボックスの形は、六面錐形で、屋根と床が比較的広く、天井のところ少し細目にくびれていて、屋根の真ん中には先頭がついているという凝ったつくりで、これがいわば公衆電話ボックスの原初形態である。1901（明治34）年には日本橋区の日本橋際、銚橋際にも設けられた<sup>13)</sup>。

このように、橋台地だけでなく、広く橋詰全体をみると、当時賑わいのある橋詰には、最先端の施設が設置されていたことがわかる。これは、文明開化以降の最先端の技術の普及・PR効果が、賑わいのある橋詰に期待され、震災復興計画以前の橋詰空間の持つ特性の一つであると考えられる。

## 3. 震災復興計画の橋詰広場

### (1) 設置経緯

震災復興計画を立案するにあたり、その方針は1921（大正10）年の東京都市計画事業に準拠する<sup>14)</sup>とうちだされていた。

橋台地に関する部分は、帝都復興評議会第一委員会（「街路、公園及市場、防火地区及建築助成、土地区画整理ニ関スル事項」を担当）が担当である。1923（大正12）年11月17日に開催された第2回目の会合で、伊東忠太委員は「主要街路の交差点に防火上、交通上広場を建設するように」と希望した<sup>15)</sup>。第一委員会では決定要領街路ノ部の第五項目に「交通、火災、衛生、美観ノ為ノ主要街路ノ交叉點其他数箇所ニ廣場ヲ設クルコト」<sup>16)</sup>と盛り込んだが、橋台地に関する議論はされなかったようだ。

その後、同年11月24日に開催された第1回帝都復興評議会において宮尾幹事から諮問案「帝都復興計画ノ大綱ニ関スル件」が朗読され、その第一項目「街路ノ規格及線路ノ系統」に「主要街路ノ交角及橋台地等

二ハ適當ナル広場ヲ設ケル」との説明があった<sup>17)</sup>。このときはじめて帝都復興事業の一環として橋台地に広場を設けることが示された。

翌1924（大正13）年2月28日の特別都市計画委員会第2回総会において、1921（大正10）年に制定された東京都市計画事業との変更点について「橋ヲ架ケマス場合ニハ橋台ヲ特ニ広ク設ケマシテ掛替若クハ修繕ノトキノ便宜ニ備ヘタト云フノデアリマス」と述べられている<sup>18)</sup>。このとき、はじめて橋詰広場の機能が示された。

また、同年7月2日には復興局土木部長である太田圓三が土木学会第35回講演会で行なった「帝都復興事業ニ就テ」と題する講演のなかで、橋詰広場について次のように述べている。

「橋詰ニモ、橋梁架換ノ時ハ仮橋敷地トシテ利用シ、平常ハ材料置場、交番、便所、其他ノ敷地トシテ使用スル様、相当ノ広場ヲ置クコトニ致シマシタガ、是等ノ事柄ヲ定メルニ就テハ、内務省、東京市及横濱市等ノ関係者ニモ、御参与ヲ御願シタ次第デアリマス。」<sup>19)</sup>

旧来からの流れがあるにせよ、路上工作物の収用地としても位置づけられていた。

区画整理事業とからみ、区画整理施行地区内に存在した巡查派出所や巡查休憩所の換地予定地として橋詰広場が充てられた。復興局長官宛大正13年12月16日第36号警視總監照会の「巡查派出所建物移転予定地ニ関スル件」では、区画整理施行地区内に現存する巡查派出所および巡查休憩所の建物で橋台地公園広場等または建築線内の適当な広場に移転するものは、坪数や眺望等が確保されるよう換地設計時に考慮するよう申し入れている<sup>20)</sup>。また、巡查派出所の構造についても鉄筋コンクリート造りで間口一間三尺奥行三間になるよう申し入れた。

そして、いよいよ震災復興計画における街路設計標準が示され、その方針の第20項目に「橋詰には廣場を設くること」になり、橋詰広場の幾何構造として橋詰における街路幅員および広場設計に関する注意事項が明文化された<sup>21)</sup>。

また、あらかじめ一定の標準を設ける必要がある路上工作物については、復興局で設置標準の原案を作成し、関係機関である逓信省、警視庁、東京府、東京市、横浜市、東京電燈株式会社、東京瓦斯株式会社等を招集した。1925（大正14）年11月27日に第1回協議会が開催され、数度の協議の末、1926（大正15）年6月7日に長官決裁で「路上工作物配置標準」として関係先に通知された<sup>22)</sup>。橋詰広場に関する項目は次のとおりである。

第二条 路上工作物ヲ左ノ二種ニ分ツ

第一種工作物 巡查派出所、巡查見張詰所、材料

置場、撒水井戸、撒水用ポンプ、共同便所、機具納庫（消防又ハ消毒用）

第三条 第一種工作物ハ廣場、橋臺地又ハ河岸地等道路有効幅員外ニ設置スルモノトス

配置標準細則は復興局だけで決定し、1927（昭和2）年1月8日、長官決裁で関係先に通知した<sup>23)</sup>。これによって現在みられるような橋詰広場の基本が出来あがった。

## （2）設置状況

橋詰広場は、帝都復興事業区域の全ての橋梁に計画・設置されたのかというと、実際はそうではなかった。震災復興区画整理計画図<sup>24)</sup>によると橋詰広場設置を計画している橋梁は全部で94橋あり、これは旧日本橋区および旧京橋区内に計画された橋梁の75.8%を占めていた。この中で、4箇所全てに橋詰広場の設置を計画した橋梁は66橋あった。しかし、実際に橋詰広場を設置した橋梁は131橋あり、4箇所全てに橋詰広場が設置された橋梁は64橋しかなかった（表-1）。

図-3は橋詰広場の計画・実現状況を表したものである。震災復興計画において街路網は、品川から三ノ輪方向への南北軸（第1号幹線）と九段から亀戸に至る東西軸（第2号幹線）の2軸を基本軸として幹線および補助幹線を不規則ではあるが格子型に配置するような形となっていた。また、橋梁については重要度が高いと思われるものは桁橋ではなく、アーチ橋、ラーメン橋台橋等が架設されるという格付けが存在した。

さて、幹線道路にある橋詰広場は概ね計画変更なく当初どおりに設置することが出来たことがわかる。

計画されたが設置されなかったは橋詰広場は、旧京橋区よりも旧日本橋区に多くみられ、特に浜町川に集中している（特に左岸側）。道路の格でみると補助幹線街路以下の、特に区画整理街路に多くみられる。

計画されていないのに設置された橋詰広場は、旧日本橋区よりも旧京橋区に、特に築地周辺・月島・外濠沿いに行きわたることができる。道路の格でみると補助幹線街路以下の、特に区画整理街路の方に多くみられる。

計画されたが変更している橋詰広場は、旧京橋区に多くみられる。道路の格、橋梁の格でみると各街路ともそれほど差は見られない。

これらのことから、橋詰広場設置計画の実現には区画整理事業による道路用地取得の影響をかなり受けた

表-1 橋詰広場設置橋梁数の比較

	架設橋梁数	少なくとも1箇所は橋詰広場を設置した橋梁数	4箇所橋詰広場を設置した橋梁数
計画段階	124	94	66
完了時	131	104	64

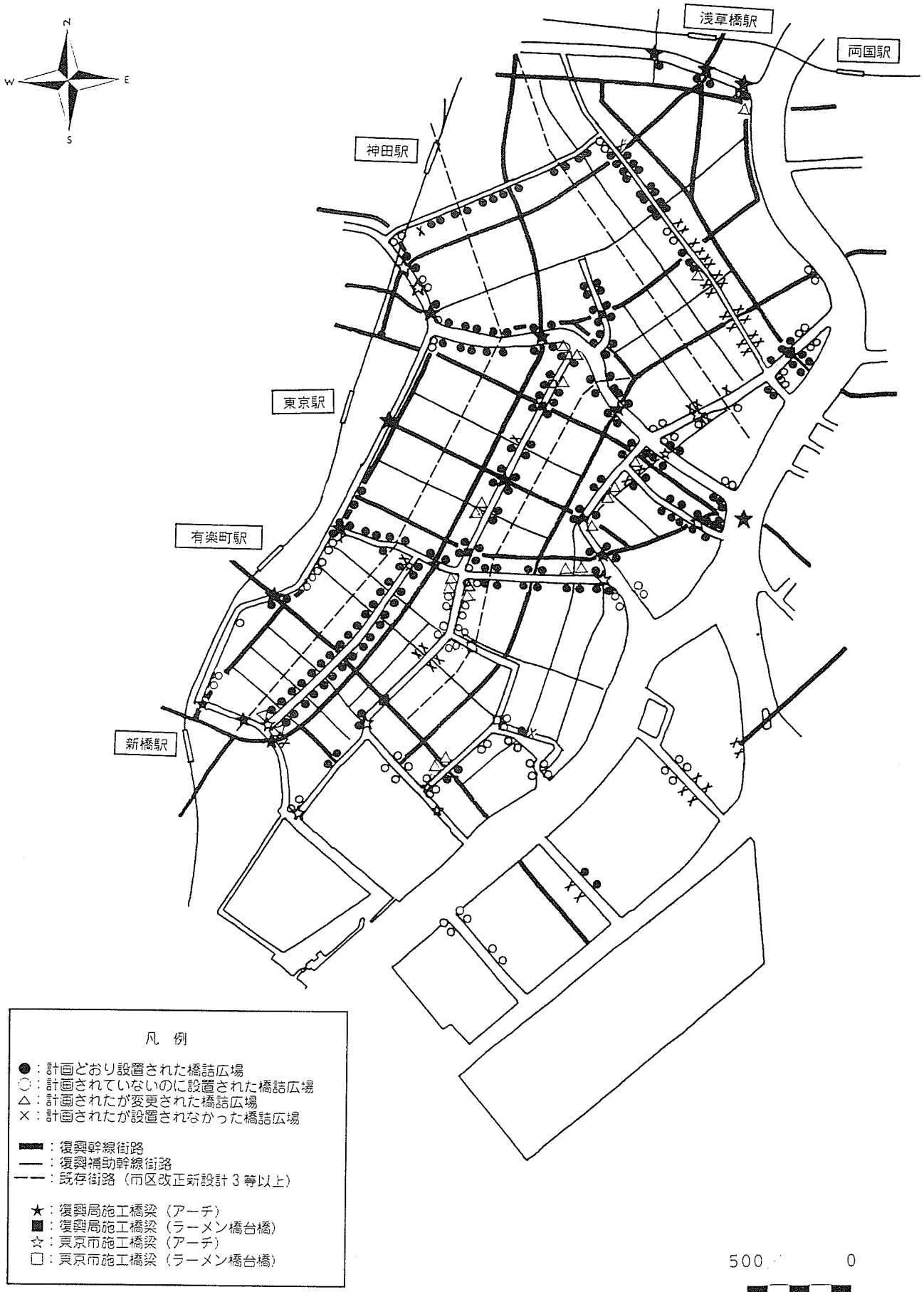


図-3 震災復興計画における橋詰広場の計画・実現状況  
(作図: 伊東孝祐)

のではないかと考えられる。浜町川左岸側には震災復興大公園である浜町公園を設けるために1万3千坪の土地を必要としていた。その用地取得を優先したためために橋詰広場のための用地が計画どおりに実現できなかったと思われる。逆に追加されたところは減歩で取得した土地に余裕ができたため、橋詰広場設置が可能になったと考えられる。

(3) 平面形状

橋詰広場の平面形状は、設計標準では台形となっている。これは、架替時の仮橋架設用地として確保したので<sup>18)</sup>、交通処理上の有利性から台形にしたと考えられる。図-4は橋詰広場の形状とそれぞれの計画段階・完了時の広場数を表したものである。実際に計画・設置された橋詰広場をみると<sup>24) 25) 26) 27)</sup>、計画では、長方形が268箇所、台形は6箇所、三角形は5箇所だが、実際の設置状況を見ると長方形が262箇所と圧倒的に多く、次に三角形が34箇所<sup>(7)</sup>、台形は14箇所<sup>(8)</sup>しかなかった。長方形が好まれたのは、換地設計上、隣接する建物が不整形になることが嫌われたこと、旧日本橋区および旧京橋区には橋詰交差点が多くみられ、交差道路を利用すれば橋詰広場を台形にしなくても、交通を処理できると考えたからではないかと思える。

図-5は台形ならびに三角形の平面形状を有する橋詰広場の位置をプロットしたものである。旧日本橋区は比較的台形が多く、旧京橋区は三角形の方が多くみられる。また、道路の格でみると、そのほとんどが区画整理街路であることがわかった。橋の格でみると台形や三角形を有する橋梁はほとんどが桁橋であった。

道路の線形や河川と道路の交角上から三角形をとらざるを得ないケースもあるが、そうでなくても三角形をとってあるケースもあるため、その理由は不明である。

(4) 設置施設

① 巡査派出所

帝都復興事業完了時の巡査派出所の橋詰広場への設置状況は旧日本橋区に13箇所<sup>(9)</sup>、旧京橋区に14箇所<sup>(10)</sup>で、合計27箇所設置されていた<sup>28) 29)</sup>。旧日本橋区内の巡査派出所設置数は27箇所、旧京橋区内は

	①長方形タイプ	②台形タイプ	③三角形タイプ
計画段階	268	5	6
完了時	262	34	14

図-4 橋詰広場のタイプ別平面形状と広場数

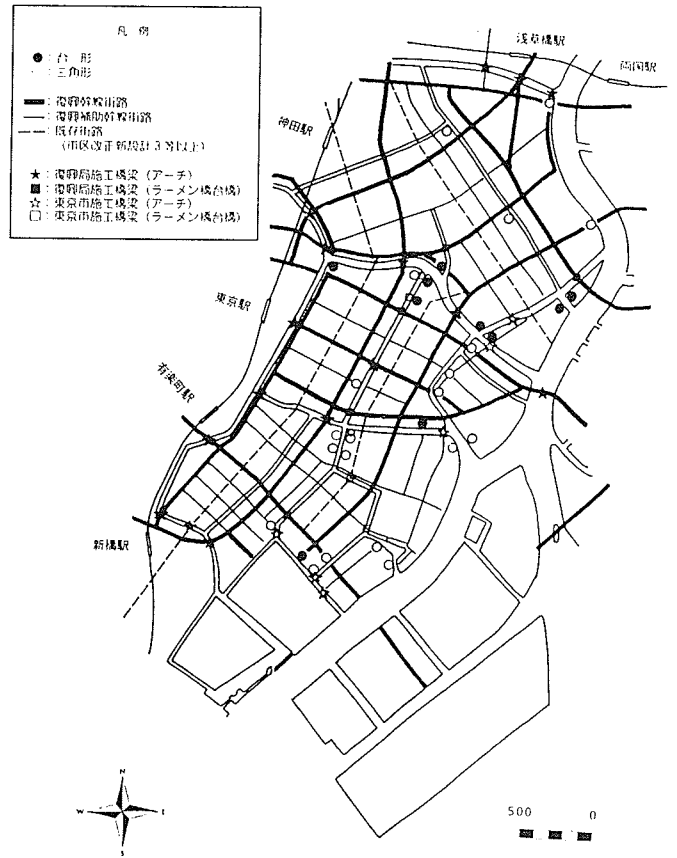


図-5 平面形状別（台形・三角形）橋詰広場の分布状況  
(作図：伊東孝祐)

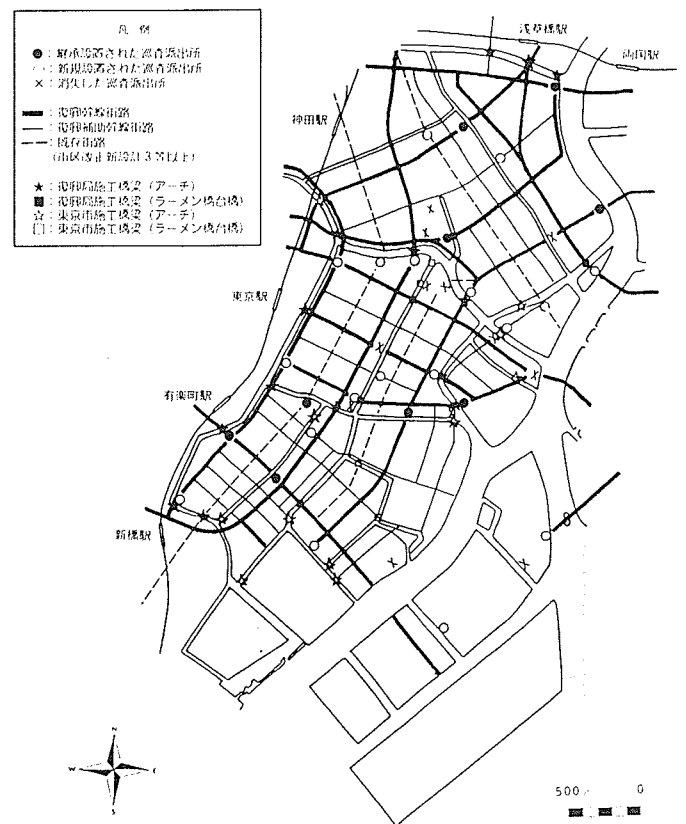


図-6 橋詰広場に設置された巡査派出所の分布状況  
(作図：伊東孝祐)

28箇所であるから橋詰広場への設置の割合は、旧日本橋区で48.1%，旧京橋区で50.0%となっている。

図一六は帝都復興事業終了時の巡查派出所の分布状況を表したものである。明治40年の時から継承されたのは9箇所、新規設置は18箇所、消滅は13箇所、5箇所の増加となった。消滅した個所を見ると近傍に新設された箇所が多くみられることから、それらは区画整理や道路の拡幅等により移転したものと考えられる。

また設置されている道路の格でみると、市区改正新設計既存街路に4箇所、幹線街路18箇所、補助幹線街路に4箇所、それ以外に1箇所、月島をのぞけば、そのすべてが補助幹線街路以上にしか設置されていないことがわかる。

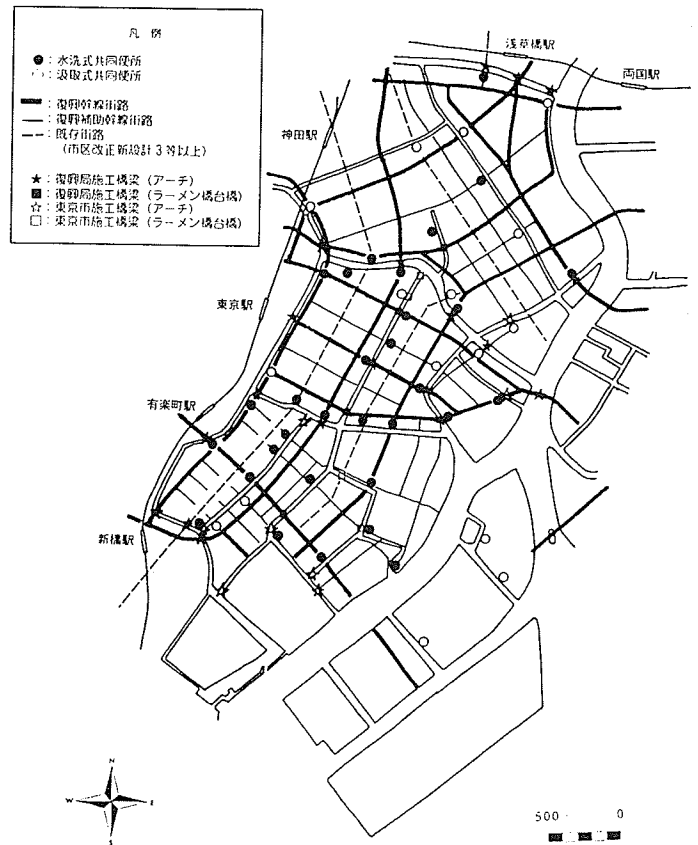
さらに橋の格でみると9箇所は特徴ある橋梁の橋詰広場に設けられているが、全体の約7割は桁橋である。

以上のことから、位置的には明治の流れを継承しつつも区画整理などによる移転にあわせて格の高い道路へ移転していったことがわかる。これは巡查派出所が利用しやすくわかりやすい場所にとという配慮から人通りが多い幹線系の道路に移転していったのではないかと考えられる。

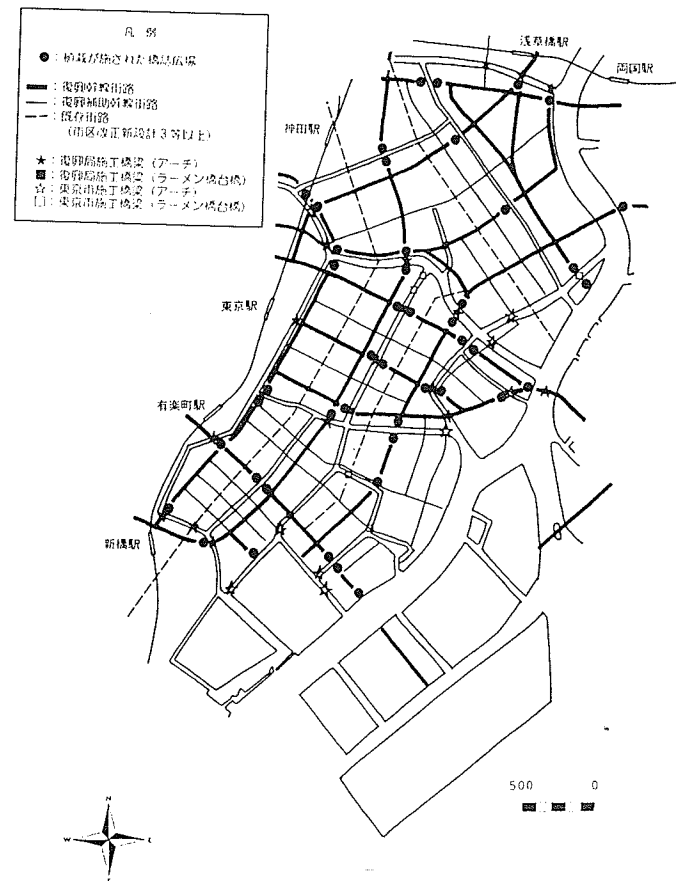
②共同便所

路上工作物配置標準では街頭便所は共同便所と記されているため、以下共同便所とする。震災後、建屋は一時的に木造のものが建設されたが、次第に石・煉瓦・鉄筋コンクリートによる永久的な建物に改められていった。屎尿処理についても汲取り式から水洗式に改められた。帝都復興事業完了時の橋詰広場への設置状況は、旧日本橋区に20箇所<sup>(11)</sup>（水洗式：11箇所、汲取り式：9箇所）<sup>30)</sup>、旧京橋区に27箇所<sup>(12)</sup>（水洗式：19箇所、汲取り式：8箇所）<sup>31)</sup>の合計47箇所に設置されていた。

旧日本橋区の共同便所設置数は22箇所、旧京橋区は33箇所であるから橋詰広場への設置の割合は、旧日本橋区で90.9%，旧京橋区では81.8%とかなり高い値になっている。図一七は帝都復興事業完了時の共同便所の分布状況を表したものである。これによると旧京橋区の銀座地区に集中しているのがわかる。河川別にみると三十間堀川にとくに集中して設置されていた。これは、繁華街銀座の買物客に便利のように計画的に設置したと考えられる。



図一七 橋詰広場に設置された共同便所の分布状況 (作図：伊東孝祐)



図一八 橋詰広場の植栽状況 (作図：伊東孝祐)

表一 二 巡查派出所・共同便所の設置数

		巡查派出所	共同便所	
			水洗式	汲取式
日本橋区	総数	27	13	9
	うち橋詰	13	11	9
京橋区	総数	28	22	11
	うち橋詰	14	19	8

また設置されている道路の格でみると、市区改正新設計既存街路に5箇所、幹線街路に20箇所、補助幹線街路に15箇所、その他の街路に7箇所であり、8割以上は補助幹線街路以上に設置されていたことがわかる。さらに、橋梁の格でみると14箇所は特徴のある橋梁（特にアーチ橋）の橋詰広場に設置されている。

以上のことから、橋詰広場における共同便所設置は明治からの流れを継承し、利用者にわかりやすいよう補助幹線街路以上に設けられたと考えられる。

### ③その他

橋詰広場の植栽は、「橋詰広場を空き地のまま放置すると悪用されるので、都市美観上の見地から植樹帯を設置し、張芝、菴木等の植栽により道路の風致に供することとなった」<sup>32)</sup> という理由で、本格的に行なわれる様になった。図-8は帝都復興事業完了時の植栽の分布状況を表したものである<sup>33)</sup>。植栽が施された橋詰広場は、街路樹のある幹線道路と一致しているため、幹線街路による緑のネットワークの一部を形成するよう計画的に植樹されたと考えられる。

さらに、伊東は水路をふくむ緑水ネットワークの結節点であることを指摘している<sup>34)</sup>。

## 4. まとめ

本研究で得られた知見を整理すると、次のとおりである。

- ①震災復興橋詰広場は、街路構造令に端を発し、橋梁の架換および修繕に供することを主目的として計画されたが、その実現にあたっては区画整理事業での道路用地取得の影響を受けていた。
- ②震災復興橋詰広場は、日本橋区、京橋区においては8割以上の橋梁に設置された。また、その平面形状も基準として示された台形は全体の僅か4%しかなく、そのほとんどは土地の有効利用に便益のある長方形であった。
- ③三大施設のうち、巡査派出所は橋詰広場にその半分が設置され、江戸時代からある橋詰の監視機能が継承された。共同便所はそのほとんどが橋詰広場に設置され、特に繁華街銀座の利用者の利便性を考慮して配置された。また、両施設とも幹線街路・補助幹線街路に設置され、区画整理街路ではほとんど見られない。橋詰広場への植栽は、幹線街路の街路樹による緑のネットワークの一部を形成するよう計画的に植樹されていた。

ほかに東京市では、神田区、芝区、浅草区、本所区、深川区においても震災復興計画時に震災復興橋詰広場は設置されているが、本研究ではそこまでは十分に調査・検討されていない。それらとの比較による地域特

性やその背景の分析も今後必要になってくると思われる。また、震災復興から現代に至るまでの橋詰広場の変遷過程については研究が十分なされていないので、今後はこれらについても明らかにしていく必要がある。

## 謝辞

本研究は、中央区教育委員会の委託による橋詰広場の現況に関する調査結果をもとに執筆したものである。また調査の実施にあたっては、関係各位の協力をいただいた。この場を借りて厚くお礼を申し上げる。

### (注)

- (1) ほかに消火器具納庫がある。
- (2) 水ぬき等の排水溝のことである。
- (3) 今でいう警察署にあたる。橋詰には、1874（明治7）年に第一大区五小区巡査屯所（常盤橋門外）、第一大区七小区巡査屯所（京橋際）、第一大区十小区巡査屯所（真福寺橋際）、第一大区十二小区巡査屯所（浅草見附番所）の4箇所に設けられた。1874（明治7）年9月以降、合併して警察署となった。その後の度重なる改組により分署と位置づけられた時期もあった。
- (4) 旧日本橋区および旧京橋区内に辻番のあった橋詰はつぎのとおり  
両国橋、新大橋、川口橋、海賊橋（現：海運橋）、新場橋、常盤橋、鍛冶橋、数馬橋（現：堺橋）、相引橋（合引橋）、備前橋、土橋
- (5) 両国橋、新大橋、永代橋、鞍掛橋、中ノ橋（浜町川）、永久橋、銚橋、湊橋、親父橋、中ノ橋（西堀留川）、荒布橋、海運橋、久安橋、高橋、中ノ橋（桜川）、稲荷橋、京橋、白鳥橋、数寄屋橋、三原橋、初見橋、新榮橋の22箇所
- (6) 文献13によると、1901（明治34）年6月には13箇所増設され、翌35年度末時点で日本橋区に8箇所、京橋区には6箇所の自動電話が設置されていたが、そのうちどれだけが橋台地にあったかは不明である。1925（大正14）年10月、京橋分局をトップとして自動式電話交換が開始されるにあたり、「自動電話」という名称は紛らわしさを避けるために「公衆電話」と名称変更された。
- (7) 三角形は、両国橋①、新大橋②、明治橋①、女橋①、兜橋①、宝橋②、霊岸橋①、新亀島橋②、亀島橋①、南高橋④、一の橋①、栄橋①、新桜橋①、呉服橋①、新金橋④、新富橋④、明石橋①、南明橋①、三吉橋①、采女橋①、門跡橋②、小田原橋①、市場橋①にみられた。丸数字は各橋梁での広場設置数を表す。
- (8) 台形は、玉出橋①、箱崎橋②、中洲橋④、一石橋①、思案橋①、兜橋①、海運橋①、八丁堀橋②、市場橋①にみられた。丸数字は各橋梁での広場設置数を表す。
- (9) 旧日本橋区内への設置はつぎのとおり  
新大橋、両国橋、問屋橋、清洲橋、親父橋、江戸橋、九道橋、鞍掛橋、日本橋、呉服橋、茅場橋、土州橋、湊橋
- (10) 旧京橋区内への設置はつぎのとおり  
京橋、鍛冶橋、宝橋、亀島橋、高橋、中ノ橋、弾正橋、紀伊国橋、三原橋、数寄屋橋、土橋、市場橋、相生橋、月島橋
- (11) 旧日本橋区内への設置はつぎのとおり  
水洗式：日本橋、萬橋、左衛門橋、問屋橋、宮浦橋、小網橋、江戸橋、呉服橋、西河岸橋、久安橋、新場橋  
汲取式：新常盤橋、九道橋、鞍掛橋、両国橋、明治橋、銚橋、海運橋、新亀島橋、永久橋



橋詰広場以外には、浜町公園（水洗式）、水天宮（水洗式）に設置された。

(12) 旧京橋区内への設置はつぎのとおり

水洗式：八通八橋、数寄屋橋、有楽橋、京橋、紀伊国橋、豊玉橋、三原橋、亀井橋、堺橋、新京橋、中之橋、亀島橋、門跡橋、明石橋、千代田橋、入舟橋、新高橋、東新川橋、桜橋  
 汲取式：出雲橋、木挽橋、鍛冶橋、北門橋、湊橋、佃小橋、初見橋、月島橋  
 橋詰広場以外には、波除神社際（水洗式）、佃の渡し（水洗式：明石町側）、佃の渡し際（汲取式：佃島側）、永楽運送株式会社横（水洗式）、月島の渡し際（汲取式）、勝鬨の渡し際（汲取式）に設置された。

[参考文献]

- 1) 復興事務局：『帝都復興事業誌 土木編 上巻』，復興局，pp.56-58，1932
- 2) 大島，中村：震災復興街路の植栽景観計画に関する一考察，第3回日本土木史研究発表会論文集，pp.173-176，1983
- 3) 伊東，岡田：震災復興橋梁の計画とデザイン的特徴—旧東京市内における復興局架設橋梁を中心として—，第4回日本土木史研究発表会論文集，pp.59-70，1984
- 4) 伊東孝：絵地図にみる橋詰広場施設と景観の移り変わり—江戸から今日まで—，第6回日本土木史研究発表会論文集，pp.198-207，1986
- 5) 内務省：『都市計画法令集』，都市研究会，pp.144-146，1933
- 6) 復興事務局：『帝都復興事業誌 計画編・監理編・経理編』，復興局，pp.502-503，1932
- 7) 警視庁史編纂委員会：『警視庁史 明治編』，警視庁史編纂委員会，pp.170-171，1959
- 8) 中央公論社：『尾張屋版 江戸切絵図集成』，第四巻，中央公論社，pp.52-87，1982（原典は日本橋北神田浜町絵図（嘉永三年），同（安政六年），築地八町堀日本橋南絵図（嘉永二年），京橋南築地絵図（文久元年），靈岸嶋八町堀日本橋南絵図（文久三年），八町堀細見図（文久二年））
- 9) 中央区立京橋図書館：『中央区沿革図集 [日本橋編]』，pp.172-173，1995（原典は東京郵便局編明治40年調査東京市日本橋区全図）
- 10) 中央区立京橋図書館：『中央区沿革図集 [京橋編]』，

pp.190-191，1996（原典は東京郵便局編明治40年調査東京市京橋区全図）

- 11) 東京市日本橋区役所：『新修 日本橋区史 下巻』，日本橋区役所，pp.849-850，1937
- 12) 同上，p.850
- 13) 日本電信電話公社東京電気通信局：『東京の電話・その五十万人加入まで 上』，（社）電気通信協会，pp.180-184，1958
- 14) 文献6)，p.291
- 15) 復興局：『帝都復興院事務経過』，復興局，p.89，1924
- 16) 同上，p.91
- 17) 文献15)，pp.114，260-261
- 18) 文献6)，p.292
- 19) 太田圓三：「帝都復興事業二就テ」，土木学会誌，第10巻第5号，p.59，1924
- 20) 復興事務局：『帝都復興事業誌 区画整理編』，復興局，pp.202-203，1932
- 21) 文献1)，pp.48-50，56-58
- 22) 文献1)，pp.95-96
- 23) 文献1)，pp.96-98
- 24) 3千分の1震災復興区画整理計画図，飯島氏提供（年代は現在検討中であるが，その後の図面とは異なる）
- 25) 文献9)，pp.223-259（原典は（株）東京製図社昭和7~11年火保図）
- 26) 文献10)，pp.237-268（原典は（株）東京製図社昭和7~11年火保図）
- 27) 中央区立京橋図書館：『中央区沿革図集 [月島編]』，pp.65-78，1994（原典は（株）東京製図社昭和7~11年火保図）
- 28) 文献11)，pp.930-931
- 29) 東京市京橋区役所：『京橋区勢要覧』，京橋区役所，pp.171-175，1937
- 30) 文献11)，pp.850-851
- 31) 文献29)，pp.77-78
- 32) 東京市役所：『東京市道路誌』，東京市役所，p.432，1939
- 33) 文献1)，pp.78-84
- 34) 伊東孝：『東京の橋 水辺の都市景観』，鹿島出版会，pp.205-207，1986